

伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 27 号

伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

伊万里市報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「その月の」を「翌月の」に改める。

別表中

「投票所の投票管理者	日額	1 万 2, 8 0 0 円	
期日前投票所の投票管理者	日額	1 万 1, 3 0 0 円	」

を

「投票所の投票管理者	日額	1 万 2, 8 0 0 円	（職務に従事した時間が当該投票所の投票に係る時間の 2 分の 1 以内のときは、当該日額に 2 分の 1 を乗じて得た額）	
期日前投票所の投票管理者	日額	1 万 1, 3 0 0 円	（職務に従事した時間が当該投票所の投票に係る時間の 2 分の 1 以内のときは、当該日額に 2 分の 1 を乗じて得た額）	」

に、

「投票所の投票立会人	日額	1 万 9 0 0 円	
期日前投票所の投票立会人	日額	9, 6 0 0 円	」

を

「投票所の投票立会人	日額	1 万 9 0 0 円	（職務に従事した時間が当該投票所の投票に係る時間の 2 分の 1 以内のときは、当該日額に 2 分の 1 を乗じて得た額）	
期日前投票所の投票立会人	日額	9, 6 0 0 円	（職務に従事した時間が当該投票所の投票に係る時間の 2 分の 1 以内のとき	

きは、当該日額に2分の1を乗じて得た額) 」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。